

平成23事業年度

〔自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日〕

第5期

事業計画

郵便局株式会社

はじめに

郵便局株式会社は、郵便事業株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険から窓口業務等の委託を受け、過疎地も含めた全国津々浦々に設置した郵便局を通じ、全国のお客さまに郵便・貯金・保険サービスを中心に、国民生活に必要不可欠なサービスを提供しています。

これまで、当社は、郵便局の公共性を踏まえ、郵便局をご利用いただくお客様利便の向上のため、郵便局のワンストップ機能の強化、取扱商品の拡大や都市部における大型店舗の試行等、郵便局利用環境の改善等に取り組んできているところです。

平成 23 年度も、当社は、お客様からの安心・信頼という貴重な財産を、更に一層確実なものとするため、お客様の目線に立ったサービスの提供やコンプライアンスの徹底を図ること等により、事業基盤の強化に引き続き取り組みます。加えて、日本郵政グループ各社とも連携を強化することにより、サービスのより一層の充実に取り組みます。

なお、郵政改革関連法案については、現在、国会において議論が進められているところですが、当社としては、それらの議論に適切に対応していきます。

第 1 業務運営の基本方針

当社は、「身近な郵便局ネットワークを通じて、商品・サービスをわかりやすく提供することにより、「お客様の現在と将来のよりよい生活づくり」に貢献し、お客様や委託会社から長くご利用いただける経営を実現します。」との経営理念の実現を目指します。

1 事業環境

郵便事業株式会社（以下「郵便事業会社」といいます。）の窓口業務を受託し、郵便サービスを提供するとともに、株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」といいます。）、株式会社かんぽ生命保険（以下「かんぽ生命」といいます。）の代理店として金融商品を販売します。これら 3 社から支払われる委託手数料が当社の主たる収入となります。それぞれの事業環境は以下の通りです。

(1) 郵便事業会社からの受託業務を取り巻く事業環境

郵便事業を取り巻く環境としては、以下のとおり、厳しい経営状況が続くものと考えています。通常郵便物の取扱物数について、平成 13 年度

の 262 億通をピークとして、毎年減少してきています。インターネットの普及に加え、企業による通信費や販促費の削減等の動きが続いており、特に企業差出しの各種請求書等の Web 化が進展しつつある等により、今後、郵便物数の減少傾向が加速していくおそれがあると考えています。

一方、ゆうメールや民間宅配事業者の提供するメール便の取扱いについては、増加を続けるものの、競争が激化しています。

宅配便等小型物品の配送市場は、各社がお客さまニーズに応じたサービスの向上に努める等、引き続き、成長が期待できる分野と考えていますが、競合他社との厳しい競争の下にあります。

(2) ゆうちょ銀行からの受託業務を取り巻く事業環境

景気の先行きについては、当面弱めの動きが見られるものの、海外経済の回復や各種の政策効果等を背景に、景気が持ち直していくことが期待される状況にあります。そのような中、国内銀行の預金残高については増加傾向にある一方で、ゆうちょ銀行の貯金残高は依然として減少傾向にあります。このため、貯金残高の確保に向けた取組が必要となっています。

また、お客さまからの事業に対する信頼を確保する観点からも、適正な営業活動や犯罪の根絶といったコンプライアンス、業務品質の向上に対する要請は高まりを見せています。このような状況において、平成 22 年度は、平成 22 年 1 月に総務大臣及び関東財務局長に提出した業務改善計画の着実な実施に取り組んできたところですが、部内犯罪が依然として発生していることから、平成 23 年度は、平成 22 年度以上に、コンプライアンスの徹底を図っていくことが必要となっています。

(3) かんぽ生命からの受託業務を取り巻く事業環境

生命保険市場においては、少子高齢化、世帯構成の変化等により、死亡保障へのニーズが縮小する一方、医療・介護等の第三分野商品、年金商品等の生存保障ニーズが高まってきています。また、販売チャネル面においても、通信販売、銀行による保険商品の窓口販売、来店型保険ショッピング等、営業社員による訪問勧奨スタイルと異なる新しい販売チャネルが台頭しつつあります。さらに、より高いレベルの契約者保護の観点から、生命保険会社に対しては、適正な保険金支払管理、適合性原則に基づくお客さまニーズに合致した保険商品の販売を行うための書面による意向確認の実施等が求められています。このため、適正な営業活動に基づいた保険契約確保への取組が必要となっています。

また、お客さまからの事業に対する信頼を確保する観点からも、適正な営業活動や犯罪の根絶といったコンプライアンス、業務品質の向上に

対する要請は高まりを見せてています。このような状況において、平成 22 年度は、平成 22 年 1 月に総務大臣及び関東財務局長に提出した業務改善計画の着実な実施に取り組んできたところですが、部内犯罪が依然として発生していることから、平成 23 年度は、平成 22 年度以上に、コンプライアンスの徹底を図っていくことが必要となっています。

2 基本方針

上記 1 のような事業環境に鑑み、平成 23 年度は、犯罪の根絶及び利益の確保において危機的状況であることから、(1)コンプライアンスの徹底、(2)収益基盤の強化、(3)効率化の推進の 3 つについて取り組みます。

(1) コンプライアンスの徹底

部内犯罪については、平成 22 年 1 月に総務大臣及び関東財務局長に提出した業務改善計画の着実な実施に取り組んできたところです。しかしながら、部内犯罪が依然として発生しており、コンプライアンス・防犯意識を社員一人ひとりにまで、さらに浸透させることが求められている状況にあります。

また、個人情報の保護については、個人情報の漏えい等を防止するために基本動作の徹底に取り組んできたところです。しかしながら、個人情報の廃棄の記録がないために紛失事故となった事案が相次いだことから、紛失の防止に、重点を置いて取り組む必要があるものと認識しています。

さらに、顧客保護の観点から、金融商品販売における重要事項の不告知、告知妨害等の不適正募集等はあってはならないことであり、お客さまの目線に立った適正営業を徹底するための取組が求められています。

そのため、平成 22 年度に引き続き、お客さまからの信頼を失墜させる 部内犯罪については、その根絶を最重要項目とするとともに、個人情報保護の取組の徹底、リスク商品の販売における金融商品取引法等の遵守・保険商品の適正募集に係る保険業法の遵守等、適正営業活動の浸透についても、引き続き重要項目として取り組みます。

① 部内犯罪の根絶のための取組

部内犯罪を根絶するため、防犯重点ルール、防犯基本動作の徹底を図るとともに、部内犯罪の発生リスク軽減のための環境整備、部内犯罪へのけん制機能の充実や地区連絡会・部会の取組の充実等に取り組みます。

② 個人情報の保護

個人情報の保護のため、個人情報廃棄時の記録の徹底等基本動作の徹底

に取り組むとともに、個人情報漏えいリスク軽減のための環境整備に取り組みます。

③ 金融商品取引法・保険業法等の遵守

金融商品販売における重要事項の不告知や、告知妨害等の不適正募集を防ぎ、適正営業を徹底するため、必要書類の確実な交付、重要事項等の適切な説明等、基本動作が確実に実施できるように取り組むとともに、証券外務員の資格取得に取り組みます。

(2) 収益基盤の強化

当社は、日本郵政グループ全体の窓口としてサービスを提供しています。厳しい事業環境にはありますが、当社の営業成績の低下は、日本郵政グループ全体としての収益の減少につながるものであることから、営業推進に全力で取り組み、日本郵政グループ全体の収益の向上に寄与していきます。特に、収益の約 99% を占める郵便・貯金・保険の三事業については、主力商品の減少傾向に歯止めをかけるため、各事業会社との連携を強化することにより、営業推進体制や各種施策の強化・拡大に取り組みます。物販・金融新規事業については、平成 22 年度に引き続き、販売・管理体制の見直し等により、事業の基盤整備・強化に取り組んでいくとともに、地域特性を生かした施策も継続して取り組みます。

① グループ連携の強化

収益向上のため、事業会社と連携したキャンペーンを展開するとともに、共同営業の強化や「郵便局フェア」、「モヨリノ」と連動した営業施策に取り組みます。

② 顧客拡大のための取組

若年層向け営業施策の展開等、郵便局ファンの拡大のための施策を充実させます。

また、お客さま応対の向上を図るとともに、お客さまの声の分析力を高め、サービスの向上・業務改善への反映に取り組みます。

(3) 効率化の推進

当社の費用は、人件費が全体の約 75% を占め、物件費についても局舎の借料や光熱水費といった固定的な経費が大半を占めることから、費用削減は必ずしも容易ではありません。一方で、平成 21 年度以降、人件費、物件費とも増加基調にあることから、一層の費用削減が喫緊の課題となっています。また、人員の適正な配置や各種事務の効率化により、営業活動へよ

り多くの人的資源を投入する等、営業力を向上させるとともに、既存の経営資源の効率的・効果的な活用に取り組みます。

① 経営資源の効率的活用

郵便局における要員配置の適正化を進めるとともに、複数の業務を取り扱う社員の育成により弹力的な要員配置に取り組みます。

また、お客様の利用動向を踏まえつつ、利便性を著しく低下させないことを確保した上で、郵便の窓口営業時間の短縮に取り組みます。

② 業務改革の推進

4S（整理・整頓・清掃・清潔）は、効率的かつ適正な業務の基礎をなすものであり、今後もこれを推進するとともに、特に窓口繁忙局を対象に推進してきたお客様ご案内係の配置等を含め、窓口改革を一体的に推進します。

また、指示文書発信の週1日化による文書閲覧の負担軽減や、保険料払込み・保険金支払等のキャッシュレス化による事務の効率化に取り組みます。

③ ITインフラの整備

郵便局における日締業務、現金管理及び資金管理業務の効率化等を目的とした日締・資金管理システムの構築に取り組むとともに、顧客情報管理等を可能とするカタログ販売システムの構築に取り組みます。

また、当社のIT化については、グループ全体でのシステム開発を踏まえた上で、中期的なIT化計画を策定します。

第2 郵便局株式会社法第4条第1項から第3項までに規定する業務に関する 計画

1 郵便局株式会社法第4条第1項に規定する業務に関する計画

(1) 郵便事業会社の委託を受けて行う郵便窓口業務を実施します。窓口営業時間については、原則、月曜日から金曜日までの9:00から17:00までとしますが、お客様の利用度合い等に応じ営業時間の延長や休日営業等を行います。

各種切手等及び年賀はがきの販売等により、平成23年度においては、郵便販売額総額を約4,800億円と見込んでいます。

- (2) 郵便事業会社の委託を受けて行う印紙の売りさばきを実施します。
平成 23 年度においては、印紙売りさばき総額を約 3,100 億円と見込んでいます。

2 郵便局株式会社法第 4 条第 2 項に規定する業務に関する計画

- (1) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に規定する郵便局取扱事務に係る業務を実施します。

当該事務（証明書交付事務）は、約 600 局（約 160 市区町村）で実施します。

また、当該事務以外の事務について、ごみ処理券等の販売やバス利用券等の交付等の受託窓口事務を約 3,400 局で実施します。

- (2) 郵便事業会社の委託を受けて行う国内物流事業に係る窓口業務等を実施します。

宅配便等については、窓口における声かけ、集荷及び郵便事業会社と連携した営業活動等により、平成 23 年度における国内物流事業販売額総額を約 300 億円と見込んでいます。

- (3) ゆうちょ銀行の委託を受けて行う銀行代理業務を実施します。

定額・定期貯金については、平成 23 年度に発生する定額貯金の集中満期による貯金の流出を最小限に抑えるため、定期性貯金の預入促進施策を実施するとともに、プロセス管理の徹底等の取組強化を図り、定期性貯金の残高確保に取り組みます。

また、年金相談会や年金セミナーを実施し、年金自動受取者の維持・拡大に取り組みます。

これらの取組により、平成 23 年度における定額・定期貯金の新規預入額を 22.4 兆円、年金自動受取り申込件数を 85.5 万件と、それぞれ見込んでいます。

- (4) かんぽ生命等を所属保険会社等として行う保険募集を実施します。

ア かんぽ生命を所属保険会社等として行う保険募集

満期代替管理の強化による満期代替率の向上や、契約者フォローアップのための訪問活動の定着を図り、既契約者世帯における追加加入の促進に取り組みます。

また、法人営業を強化するとともに、若年層向けキャンペーンや中高年女性等向けキャンペーンを実施し、お客さま拡大に取り組みます。

これらの取組により、平成 23 年度における生命保険新契約保険料を 347 億円、年金保険新契約保険料を 50 億円と、それぞれ見込んでいま

す。

イ かんぽ生命以外の生命保険会社を所属保険会社等として行う保険募集

少子高齢化の進展や公的年金制度改革等の環境変化による生存保障ニーズの高まりや長期資産形成ニーズ等に対応して、平成20年度から取扱いを開始している変額年金保険の取扱局数の拡大を行います。また、法人（経営者）向け生保商品については、お客さまニーズに基づき、お客さまに適切な販売活動ができるように、取扱局の見直しを行います。

(ア) 変額年金保険

お客さまニーズに対応するため、10月に取扱局を約170局から約250局に拡大します。

(イ) 法人（経営者）向け生保商品

平成22年度から引き続き、約120局で販売を行います。

(ウ) 第三分野商品

平成22年度から引き続き、約1,000局で販売を行います。

(5) ゆうちょ銀行の委託を受けて行う金融商品仲介業を実施します。

国債及び投資信託の販売を行います。特に、投資信託については、基準価額の下落に伴うリスク発生についての丁寧なご説明も含め、コンプライアンスの徹底を基本とし、お客さまへ最適な商品を提供する姿勢で販売することとします。

また、お客さまニーズに基づき、お客さまに適切な販売活動ができるように、取扱局・取次局の見直しを行います。

(6) 損害保険会社又は外国損害保険会社等を所属保険会社等として行う保険募集及びこれに付随する業務を実施します。

お客さまニーズに対応するため、10月に自動車保険の取扱局を約600局から約700局に拡大します。

(7) カタログ等を利用して行う商品又は権利の販売並びに商品の販売又は役務の提供に係る契約の取次ぎ及び当該契約に係る代金回収を行う業務等を実施します。

生産地特選品販売、年賀状印刷サービス、フレーム切手販売、文房具等の郵便等関連商品の陳列販売及び取次ぎサービスを行うとともに、販売チャネルとして、窓口、渉外社員に加え、インターネット販売及びD

M販売を行います。

これらの取組により、平成 23 年度におけるカタログ販売等の販売額を約 944 億円（郵便事業会社への委託分を含む。）と見込んでいます。

(8) その他、平成 22 年度に引き続き、次の業務を実施します。

- ア かんぽ生命の委託を受けて行う郵便局窓口業務等受託者等に対する教育・指導・管理に係る業務
- イ 当せん金付証票の発売等の事務に係る業務
- ウ 原動機付自転車等責任保険に係る損害保険会社又は外国損害保険会社等を所属保険会社等として行う保険募集
- エ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社から委託を受けて行う郵便局に設置された公衆電話の維持・管理業務
- オ 日本放送協会からの委託を受けて行う放送受信契約の締結・変更に関する業務
- カ ゆうちょ銀行の再委託を受けて行う郵便貯金管理業務
- キ かんぽ生命の再委託を受けて行う簡易生命保険管理業務

3 郵便局株式会社法第 4 条第 3 項に規定する業務に関する計画

不動産業務（不動産賃貸業・管理業及び建物売買業、土地売買業に限る。）を実施します。

平成 23 年度においては、高度商業地域に位置する東京中央郵便局、大阪中央郵便局、名古屋中央郵便局駅前分室、北海道支社（駐車場部分）等の事業化に向けて、設計、関係者との協議、施工、開業前の諸準備等を進めています。

なお、東京中央郵便局については、平成 24 年度の完成を目指し、新築工事を進めるとともに、竣工後の賃貸等開始に向け運営管理子会社を平成 23 年 4 月に設立し、開業前の諸準備等を進めています。

また、分譲マンション事業として初めての取組となる目黒東山の用地については、平成 23 年度中の完成を目指し、施工、販売等を行います。

低・未利用資産については、駐車場等賃貸をはじめ、引き続き有効活用を図っていきます。

さらに、郵便局店頭スペース等の活用、窓口ロビーへのパンフレット掲載等の広告業務を行います。

第 3 郵便局の設置に関する計画

1 郵便局の設置状況

郵便局の設置に関しては、郵便局株式会社法第5条及び郵便局株式会社法施行規則第2条に定めるところに基づき、過疎地については、郵便局ネットワークの水準を維持することを旨として郵便局を設置します。

現在、全国に営業中の郵便局は、24,315局（直営の郵便局20,225局（分室36含む。）、簡易郵便局4,090局）であり、一市町村に一以上、営業中の郵便局を確保しています。なお、一時閉鎖中の郵便局は214局（直営の郵便局8局、簡易郵便局206局）です。

このうち、郵便局株式会社法施行規則第2条第2項の過疎地における営業中の郵便局は、7,417局（直営の郵便局5,459局（分室4含む。）、簡易郵便局1,958局）であり、一時閉鎖の郵便局は89局（すべて簡易郵便局）です。

一時閉鎖となっている簡易郵便局については、郵便局株式会社法施行規則第2条第2項の過疎地であるか否かにかかわらず、引き続き、地方公共団体等へ協力を依頼するとともに、タウンメールの配布等、受託者募集のための活動を継続し、早期再開に向け取り組みます。

また、応急的な対応として、地域の実情に応じ、「移動郵便局」による窓口サービスの提供、涉外社員を公共施設等に週2回程度派遣する「出張サービス」の提供又は郵便局の分室の暫定的開設といった取組を引き続き実施していきます。

なお、応急的な対応の実施期間中においても、受託者の募集等、再開に向けた取組を継続し、新たな受託者が確保できた場合、簡易郵便局に移行します。

2 郵便局の新設について

平成23年度における新設については、現在のところ1局を予定しています。

また、お客さまの多様なニーズにお応えし、お客さまサービスの向上及び郵便局における商品・サービスの取扱の拡大等を目指して、需要量の大きい都市部において平成22年度に大型店舗の設置を試行しました。平成23年度は、試行の効果検証を行い、他の立地・マーケットにおける新たな大型店舗の設置に向けた取組を進めます。

3 郵便局の廃止等について

お客さまの需要の減少や店舗施設の狭隘等の課題解消に伴う店舗配置の見直しにより、4局の廃止を予定しています。

また、郵便局の利用者層や利用されるサービスが特定のものに限られる等、営業の効率化の観点から経営改善の必要がある郵便局については、運営形態等の見直しを行います。

なお、郵便局の移転を行う際には地域住民の需要に適切に対応するとともに、地域住民が容易に利用することができるよう、移転先を個別、具体的に検討して実施します。

(注1) 郵便局数については、すべて平成23年2月1日現在。

(注2) 経緯等については別添参考参照。

(参考)

郵便局株式会社法（平成17年法律第100号）

（郵便局の設置）

第5条 会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。

郵便局株式会社法施行規則（平成19年総務省令第37号）

（郵便局の設置基準）

第2条 法第5条の規定に基づく郵便局の設置基準について、会社は、過疎地については、法の施行の際、現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨として次に掲げる基準により郵便局を設置するものとする。

- 一 地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されていること。
 - 二 いざれの市町村（特別区を含む。）についても一以上の郵便局が設置されていること。
 - 三 交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置されていること。
- 2 前項の「過疎地」とは、次に掲げる地域をいうものとする。
- 一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - 二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島
 - 三 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定によ

- り指定された振興山村
- 四 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島
- 五 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- 六 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第二項の規定により公示された地域
- 七 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島
- 3 会社は、第一項の過疎地以外の地域については、同項各号の基準により郵便局を設置するものとする。

(注) 平成 19 年 10 月 1 日時点において、過疎地における営業中の郵便局は、7,355 局（直営の郵便局 5,460 局（分室 3 含む。）、簡易郵便局 1,895 局）、一時閉鎖の郵便局は 151 局（すべて簡易郵便局）

第 4 その他事業の運営に関する事項

1 郵便局ネットワークの維持・活用

平成 22 年度に引き続き、国民共有の財産である郵便局ネットワークの水準を確実に維持していきます。また、ネットワークの価値の向上や地域住民の利便性の向上を実現するため、地域に根ざした郵便局として、地域のワンストップ行政機能の強化及び地域社会の活性化のための施策に取り組みます。

(1) ワンストップ行政機能の強化

国民共有の財産である郵便局ネットワークを活用した地域のワンストップ行政機能を強化するため、日本年金機構からの委託を受けて、年金加入記録交付業務を試行するとともに、関係各所と協議をし、諸施策に取り組みます。

(2) 地域社会との連携

地域の事業者、自治体や学校等と連携し、地域特産物のカタログ販売や手紙文化の振興、地域情報の発信等、各地域のニーズを踏まえた地域のための取組を積極的に推進していきます。

2 人材育成の強化

当社の人的資源の強化・有効活用の観点から、研修による人材育成等を通じた社員のコンプライアンス・防犯意識の浸透等を図るとともに、営業力の向上に努めます。

(1) コンプライアンス研修等の実施

コンプライアンス・防犯意識の習得、意識の浸透を図るため、コンプライアンス研修の充実を図るとともに、監査、モニタリングによる実施状況の把握、指導を徹底します。

(2) 営業力向上のための人材育成の強化

社員の各階層別の営業力向上研修の企画・実施に取り組むとともに、営業マネジメント力向上を図るための研修の充実に取り組みます。

3 郵便局運営基盤の強化

これまでの当社におけるマネジメントは、本社・支社・郵便局の3層構造の下、地区連絡会・部会内の郵便局が相互協力し、支社地区スタッフがこれを支援してきましたが、さらに効果的なマネジメントにするため、以下のとおり、フロントラインの機能が最大限発揮できる組織に変えていきます。

(1) 部会単位マネジメントの導入

各郵便局における営業、業務・コンプライアンスにおける格差是正や、要員・予算等の経営資源の効率的活用を図っていくため、地区連絡会・部会での活動を強化していくこととし、まずは、グループ活動の具体的な実施主体である部会単位でのマネジメントを強化していきます。

(2) 支社地区スタッフ等の兼務・出向

業務指導の一元的な実施により、郵便局の実情を踏まえた業務改善を迅速・的確に行える態勢とするため、業務インストラクターを事業会社へ出向させます。また、営業態勢の強化を図るとともに、事業会社と一緒にって営業推進管理、営業施策展開を行うため、営業インストラクターの事業会社との兼務を開始します。

(3) 郵便局における損益管理の仕組みの再構築

郵便局のマネジメント支援と損益に対する意識の醸成のため、郵便局段階でも理解しやすくし、また、損益改善に活用できる新しい郵便局別損益管理の仕組みを構築するための検討・試行を行います。

あわせて、郵便局を直接指導している支社単位での経営管理を強化するため、これまでの会社全体の損益目標に基づく経営管理に加え、支社単位の損益目標を設定するとともに、この目標に基づき損益管理を行う

仕組みを構築するための検討・試行を行います。

4 社員数

11.3 万人（平成 23 年 2 月 1 日現在の正社員数）

別添 資金計画書
収支予算書

別添

平成23事業年度 資金計画書

単位：億円

科 目	金 額
資金収入	
前期繰越金	4,702
営業収益	12,882
受託業務収入(郵便)	1,995
受託業務収入(貯金)	6,573
受託業務収入(保険)	4,106
その他収益	209
営業外収益	274
その他の収入	—
借入金	—
合 計	17,859
資金支出	
人件費	9,617
物件費	2,502
租税公課等	698
投資的支出	981
借入金償還	—
次期繰越金	4,060
合 計	17,859

(注1) 計数は四捨五入しているため合計は一致しない。

(注2) 「—」は計数が存在しないことを意味する。

平成23事業年度 収支予算書

単位:億円

科 目	金額
営業収益	12,270
郵便受託手数料	1,900
銀行受託手数料	6,260
保険受託手数料	3,910
その他営業収益	200
営業原価	11,072
人件費	9,018
経費	2,054
物件費	1,753
減価償却費	187
その他の経費	113
販売費及び一般管理費	1,192
人件費	556
物件費	537
その他の経費	99
営業利益	6
営業外収益	266
営業外費用	171
人件費	1
物件費	86
その他の経費	85
経常利益	100
特別利益	-
特別損失	19
税引前当期利益	81
法人税、住民税及び事業税	52
当期純利益	29

(注1)計数は四捨五入しているため合計は一致しない。

(注2)「-」は計数が存在しないことを意味する。

(参考)

現時点において廃止を検討している郵便局

- 阿佐谷北通郵便局（東京都杉並区）

<経緯>

阿佐谷駅前郵便局について、店舗施設の老朽等の課題を解消するため移転させることに伴い、近隣で明渡し要求を受けた阿佐谷北通郵便局（一時閉鎖中）を統合の上、廃止します。

なお、周辺地域の郵便局の配置状況から、当該局を統合しても地域の利用者の需要に対し、著しい支障は生じないものです。

- 横須賀汐入南郵便局（神奈川県横須賀市）

<経緯>

横須賀汐入郵便局について、店舗施設の狭隘等の課題を解消するため増築工事を実施することに伴い、近隣で店舗施設の老朽等の課題がある横須賀汐入南郵便局を統合の上、廃止します。

なお、周辺地域の郵便局の配置状況から、当該局を統合しても地域の利用者の需要に対し、著しい支障は生じないものです。

- 大井第一生命館内郵便局（神奈川県足柄郡）

<経緯>

入居施設の閉鎖に伴い、大井第一生命館内郵便局を廃止します。

なお、周辺地域の郵便局の配置状況から、当該局を廃止しても地域の利用者の需要に対し、著しい支障は生じないものです。

- 神戸商工貿易ビル内郵便局ポスタルショップサンパル（兵庫県神戸市）

<経緯>

神戸中央郵便局三宮駅前分室について、店舗施設の狭隘等の課題を解消するため近隣の複合施設へ移転させることに伴い、近隣の神戸商工貿易ビル内郵便局ポスタルショップサンパル（ビルの2階に所在）を統合の上、廃止します。

なお、周辺地域の郵便局の配置状況から、当該局を統合しても地域の利用者の需要に対し、著しい支障は生じないものです。